

# 宇治市教育委員会定例会会議録

日 時 平成29年9月13日(水) 午後6時00分 開議

場 所 宇治市役所 602会議室

## 会 議 日 程

- 日程第1 会議録署名委員の指名について  
日程第2 会期について  
日程第3 報告  
日程第4 報告第12号 専決事項の報告について  
日程第5 議案第21号 宇治市教育委員会事務委任等に関する規則の一部を改正する規則を制定するについて

会議に付した事項 会議日程に同じ

### 出席者

#### (教育委員)

委 員 長	加 賀 爪 毅
委 員	中 筋 斉 子
委 員	小 山 栄 子
委員(教育長)	石 田 肇

#### (出席職員職氏名)

部 長	岸 本 文 子	副 部 長	伊 賀 和 彦
参事(生涯学習課長兼生涯学習センター所長)	藤 原 千 鶴	教育支援センター長	瀬 野 克 幸
教育総務課長	縄 手 弘	学校教育課長	富 治 林 順 哉
一貫教育課長	金 久 洋	源氏物語ミュージアム館長兼歴史資料館長	西 澤 久 美 子
生涯学習課副課長	前 田 暢	一貫教育副課長	辻 弘 一
歴史資料館主幹	小 嶋 正 亮		

#### (書記職員職氏名)

教育総務課企画庶務係長	加 藤 冬 子	教育総務課主事	奥 田 峻 也
-------------	---------	---------	---------

開 会 (午後6時00分)

**開会宣言** 委員長が9月教育委員会定例会の開会を宣言する。

**日程第1** 会議録署名委員の指名について

委員長から宇治市教育委員会会議規則第13条第3項の規定により、小山委員を指名する。

**日程第2** 会期について

委員長から1日限りとする旨の提案があり、全会一致で決定する。

**日程第3** 報告

- (1) 文教福祉常任委員会について(平成29年9月4日)
- (2) 宇治市公共施設等総合管理計画
- (3) 「第27回紫式部市民文化賞」受賞作品の決定について
- (4) 宇治市歴史資料館 特別展について
- (5) 「要望書」等について
- (6) 宇治市教育委員会後援事業について

以上6件を報告する。

---

[説明]

**(1) 文教福祉常任委員会について(平成29年9月4日)**

認定こども園への移行等に関する意向調査の実施について

移行調査の実施については、京都府からの調査依頼により、宇治市内の社会福祉法人及び学校法人に対し、認定こども園への移行等に関する意向調査を行ったものである。

報告結果は、平成30年度から新たに、社会福祉法人同胞会の1法人2施設が保育所から認定こども園への移行を認可申請中との回答であった。なお、いわゆる私立幼稚園である学校法人からの回答は、認定こども園への移行を予定するものはなかった。

平成29年現在は、5法人8施設で認定こども園が開設・運営している。来年度より同胞保育園と北小倉こひつじ保育園を加えた6法人10施設の認定こども園が運営される見込みである。人数は、3歳以上で保育所の入所要件を満たさない幼稚園が対象となる1号認定の子ども的人数は、平成29年度現在合計44名の定員だが、平成30年度から2施設増設により11名プラスの合計55名定員となる。

これらの内容を文教福祉常任委員に報告し、以下のような意見を受けた。

- (1) 認定こども園へ移行する法人は、どのようなメリットがあって移行するのか、市として把握しているのか。

- (2) 1号認定と2号認定の子どもが受けるサービスに差はあるのか。
- (3) 1号認定の子どもは幼稚園の教育部分が終わると預かり保育しか受けてないのではないか。
- (4) 1号認定と2号認定の子どもが同じ園内で混在している事によって、現場で混乱をきたしていないのか。
- (5) 来年度から2園で移行するにあたり、京都府が最終認可するが、その間に市の方でも一定判断が必要であると思うが、市の事務手続き上の期限はいつなのか。
- (6) 仮に公立幼稚園が認定こども園に移行する場合は保育支援課を通じて申請をするのか。

#### 平成30年度市立幼稚園園児募集について

過日の教育委員会でも報告を行ったが、幼稚園のあり方についての方針を検討中の為、募集時期が遅れる旨を報告した。委員からは、今後のあり方はいつ公表するのか、来年度の募集時期はいつか、保護者は相当不安を感じている、宇治市は保護者へ説明しているのか、保護者が納得いく説明を行うようになどの意見があった。

また、8月30日の教育委員会で早期に取り組む項目・中長期的に取り組む項目について説明を行ったが、その内容について質問があった。保護者や地域への説明について、仮に廃止や廃園ということになれば、数ヶ月後にというのは通常不可能な為、保護者には十分な誠意のある対応をするようにとの意見があった。

提言書の中では(1)認定こども園化に向けて3年保育・預かり保育の実施(2)中核的役割(3)適正規模・適正配置の3つの点があったが、それを一つずつ考える中で、3年保育・預かり保育は施設規模等からすぐにでも実現可能な問題であるのではないかと、また、課題となっている適正規模・適正配置にこだわっているのではないかと、公共施設等総合管理計画との整合の中、適正規模・適正配置が行革的な部分で縛りがあるのではないかなどの意見があった。

最終的に教育長から、新しい問題であり経過のある問題でもあり、プラスマイナス両方の評価や見方がある中で、いろいろな事を考慮しながら、市民の方や子どもたちにとってプラスになるように努力する方向に努めていきたいと答えている。

#### 今後の給食調理等業務委託の発注にかかる考え方について

大久保小学校給食調理等業務が入札で不調に終わったことを受け、2度にわたり付帯決議がされた。付帯決議の内容は、1つめは入札にあたっては適切な予定価格とすること、2つめは契約にあたってリスクマネジメントを考慮する等適切に対応すること、3つめは発注契約手続きのあり方について十分検討することとなっており、この3点を項目ごとに考え方を整理し報告したものである。

1つめの予定価格については、本市の予定価格について検討するにあたり、まず、市場動向を把握するため、京都府下や大阪府下の各市の予定価格等に宇治市と同じ自校調理方式で民間委託をされている市の調査を行った。調査結果では他市の平均は本

市の予定価格を上回っている。本市で受託している業者に参考見積や聞き取りを行う中では、社会情勢として給食調理業務・業界全体への需要が増加傾向にある中、人材確保する事が難しくなっていて、現在の予定価格では厳しいものがあるとのことであった。前回、大久保小学校や平成29年度4月からの御蔵山小学校や菟道第二小学校を発注した際に601食以上の食数の学校については一定の見直しを図り予定価格の引き上げを行った。来年度に向けて、600食以下の食数の学校においても、予定価格の調整を図っていく考えである。

2つめの契約にあたってのリスクマネジメントについては、29年度から委託している契約書の内容に代行保証の条項を取り入れて、一定リスクの軽減を図っている。また、1事業者が受託できる学校数の上限については、受託する事業者が複数校を受託することで、事業のスケールメリットを働かせることができるよう、これまでどおり5校を上限とするが、他市の状況や今後の状況をみながら、受託校数の上限について検討していく考えである。

3つめの発注・契約手続きについては、最終的には、競争性や公平性、公正性を確保しながら、業者選定委員会で一番相応しい発注・入札方法を決定するものだが、これまでの本市の考え方では公募型指名競争入札を従来から実施している入札方法が、給食調理等業務を発注するについては、適切であると考えている。

これらについて文教福祉常任委員会では一部からは、本市の考え方を受け入れられないなどの厳しい意見もいただいたが、概ね理解を得られた。

## (2) 宇治市公共施設等総合管理計画

宇治市公共施設等総合管理計画が過日、庁内庁議で最終決定をした。第4章にこの計画の基本的な方針が書いてある。第1～3章は各公共施設の現状、市の財政状況、市民アンケートや出前講座をしたことがまとめられている。この基本的な方針では公共施設総量の適正化ということで今後30年先(平成58年度)までに延べ床面積を20パーセント削減する目標が示されている。次に、そのためにどういう事務フローでいくかということが述べられおり、続いてこれに関する実施方針が述べられている。施設の点検・診断や維持管理・修繕・更新や安全確保・耐震化工事といったことで総量の適正化に結び付くよう実現していくことが述べてある。また、この章の最後にはこの計画を実現する為には今後、個別施設管理実施計画の策定をしていくと述べている。

第5章では、施設類型ごとの管理に関する基本的な方針が書かれており、教育委員会に関わる場所は、2.社会教育系施設から5.学校教育系施設までとなっている。それぞれの施設の現状とその施設が抱えている課題、そして今後、どういった考え方で進めていくかということが書かれている計画となっている。特に、幼稚園については基本的な考え方の中で、相当踏み込んだ事が書かれているので、これに従って実施していくことになると思われる。

また、小中学校に関しても基本的な考え方が書かれているが、過去に教育委員会で

作成した、「NEXUS プラン」に基づいて小中一貫教育を中心とした教育システムの構築と学校規模・配置の適正化などを総合的に取り組んでいくことになっている。これに従って今後も類型ごとの個別施設計画を策定するなどしながら取り組んでいく考えである。

---

[質 疑]

[委 員] 橋りょうについて60年以上経っているものがあるとの記載もあるが、通学路関係で教育委員会が気を付けておくべき場所はあるか。

[事務局] 公共施設等総合管理計画と通学路の安全・老朽化・長寿命化という視点は今現在リンクしていない。ただし通学路等と交通安全プログラム等で各学校区の危険な箇所等に、橋りょうがあたっているところがあるかもしれない。

(3) 「第27回紫式部市民文化賞」受賞作品の決定について

今回の紫式部市民文化賞受賞作品は2作品で、北村 真(きたむらしん)氏の詩集『キハーダ』と、中井 保江(なかいやすえ)氏の句集『青の先』である。

応募作品は52件であった。なお選考委員特別賞に該当する者はなかった。

また、贈呈式は紫式部文学賞と合わせて平成29年11月19日(日)に宇治市文化センターで開催される。

(4) 宇治市歴史資料館 特別展について

今年は、明治元年から数えてちょうど明治150年である。これに因んで、「写真展よみがえる明治の日本」をテーマに特別展を開催する。

江戸時代末期、幕末のペリー来航とそれにとともなう開国により、我が国に写真技術が伝わった。当初は、写真館で人物を撮影する肖像写真が中心だが、機材の発達により各地域の風景や風俗を撮影したものも増えている。そうした写真は、現代の私たちにとって、当時の街や人々の姿を知ることができる貴重な記録ともなっている。

展覧会では、まず明治に生きた人々の様子を紹介したあと、宇治と南山城、京都、そして日本全国と三つのコーナーに分けて総数約250点の写真を展示している。

会期は9月30日(土)から11月19日(日)まで、開催日数は45日間である。あわせて宇治に関するビジュアルな歴史書として好評である展覧会図録も作成、販売する。また期間中には、記念講演会や歴史講座を展覧会に関連したテーマで開催する。

(5) 「要望書」等について

平成29年度 笠取第二小学校児童生徒に関する要望書である。

9月12日、笠取第二小学校育友会会長、教育後援会会長、炭山区区長、二尾区区長、池尾区区長、笠取第二小学校育友会会長の連名による要望書があった。

内容については、通学路の安全確保(ナラ枯れによる倒木の危険のある樹木の伐採)、「笠二っ子クラブ」(放課後子どもの居場所づくり事業)の充実、校舎外壁補修及び塗装についての要望である。

---

[質 疑]

[委 員] 10月末までに文書で回答となっているが、準備はされるのか。

[事務局] 準備を行っている。

#### (6) 宇治市教育委員会後援事業について

(株)京都パープルサンガ主催の「2017京都サンガF.C.ホームゲーム小中高校生招待事業」ほか2件、計3件の事業について後援した。

---

[質 疑] なし

#### ○日程第4 報告第12号 専決事項の報告について

[説 明] 本件については、宇治市教育委員会事務委任等に関する規則第4条第2項の規定により報告するものである。

宇治市就学指導委員会規則第3条第2項に基づく宇治市就学指導委員会委員の委嘱につきまして、宇治市教育委員会事務委任等に関する規則第4条第1項第4号の規定により専決処分を行い、1名の委員の委嘱を決定した。

[質 疑] なし

#### ○日程第5 議案第21号 宇治市教育委員会事務委任等に関する規定の一部を改正する規則を制定するについて

[説 明] 本議案は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項及び第7条第1項が改正され、教育長の任免について地方公共団体の長が行うこととなったため、これに伴い、本規則第2条第1項第3号を削除し、併せて、その他字句の整理等所要の改正を行うものである。

[質 疑] なし

[討 論] なし

[採 決] 採択の結果、全会一致で可決する。

**閉会宣言** 委員長が9月教育委員会定例会の閉会を宣言する。

**閉 会** （午後6時30分）